

はじめに

国においては、平成 23 年の「障害者基本法」改正、「障害者虐待防止法」の制定を経て、平成 28 年には「障害者差別解消法」が、平成 30 年には「改正障害者総合支援法」が施行されました。令和 6 年 4 月には「改正障害者差別解消法」が施行されます。

一方、佐賀県では、平成 30 年 9 月に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定するとともに、聴覚障害の有無によって分け隔てられることなく共に安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進するため「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を制定しました。令和 5 年 10 月に改正法を踏まえ、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を改正し、障害を理由とする差別の解消をより一層推進するとともに、障害福祉施策を推進していきます。

この「障害者支援ハンドブック」は、障害のある方々に対し、各種の施策・制度のあらましを知っていただくために作成したものです。

この冊子が、関係者の皆様にも広く利用され、障害福祉を知るための手引きとなれば幸いです。

令和 6 年 1 月

- ◆掲載されている施策の内容、手当額や自己負担額などは、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在のものです。年の途中で変更されることがありますので、詳細は各項目の担当部署にお問い合わせください。
- ◆掲載内容に不明な点などがある場合は、ぜひご意見、ご要望をお寄せください。

佐賀県健康福祉部障害福祉課

TEL:0952-25-7143 / 0952-25-7064 / 0952-25-7401

FAX:0952-25-7302

メールアドレス:shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp

